

グローバリゼーションの中の先住民族

——オーストラリア・アボリジニのウラン鉱山開発反対運動¹⁾——

鎌田真弓

1 はじめに

グローバリゼーションとは、地球上の遠く離れている地点にある個人や集団の行為、あるいは出来事が相互依存の状態にあり、コミュニケーションを媒体としてその相互作用がますます拡大し深化しているプロセスをさす。グローバリゼーションは、ある地域の独自の産品や考え方が世界に拡散するプロセスでもある。マクグリューは、このプロセスが弁証法的で偶発的な特質をもち、時空において不均質に拡大すると指摘している (McGrew 1996: 478)。本稿では、こうしたグローバリゼーションのプロセスが、先住民族集団といういわゆる「周辺部」からみればどのような現象として出現しているのかを呈示してみたい。

グローバリゼーションを「マクドナルド化」や「アメリカ化」と捉えるむきもあるように、グローバリゼーションは支配文化が周辺部の文化を凌駕し侵食する側面を持つ。この構図においては、「周辺部」の社会は独自性を強調することによって、外からの同質化の力に対抗しようとする。しかしながら本稿で提起したいのは、「周辺部」の社会は単に世界化の波の前では受け身的で、グローバリゼーションのプロセスに能動的に関わり得ないのだろうか、ということである。「能動的に関わる」というのは、支配文化を自らの文化に積極的に取り入れて土着化させていくばかりではなく、自らの独自性を世界化・普遍化しようとすることである。ロバートソンは、グローバリゼーションが真正性や土着性への関心を創出し、こうした諸土着運動の多くは「グローバルな競技場（アリーナ）に入れるという認知」を要求するものであると議論する (ロバートソン 1997: 16)。そうした要求は実際に、「周辺部」の集団がグローバルな競技場に行為体として参加し、他の行為体と

の相互行為を起こしている状況として観察できるのではない。しかも「グローカリゼーション（世界化するとともに地方化する）」あるいは「普遍主義と個別主義の相互侵入」(ibid.) が、「周辺部」の先住民族社会をとりまく社会空間に双方向のベクトルとして起きているのではないか、というのが本稿での私の議論である。

ミラル・グンジェイミ氏族²⁾のウラン鉱山開発反対運動は、世界各地の環境保護団体との連携を生みだし国境を越えて展開している運動である。オーストラリア北部に住む30人弱の小さな氏族集団と地球上の道く離れた地点にある人々との相互行為は、環境保全の考え方を媒体としたグローバリゼーションの現象として捉えることができる。その相互行為のプロセスにおいて、それぞれの行為体はどのような「グローバル」な活動を展開したのか、誰のどのような主張が世界化しかつ地方化したのか、また、どのような主張や行動をとおしてミラル・グンジェイミ氏族は地球全体を舞台とした時空に自己規定をし得たのかを以下で明らかにしていきたい。

2 オーストラリア先住民族の今日的要求

オーストラリアの先住民族人口は約37万人、オーストラリアの総人口の約2%である。混血化がすすみ、先住民族の約7割は都市に住み、伝統的な社会生活を続けているオーストラリア先住民は多くはない。1788年の白人の入植以前は、30万人（100万人以上との説もある）、600以上の地域集団がオーストラリア大陸全土、タスマニア、トレス海峡諸島やオーストラリア北部の島々に暮らしていた。英国植民地／自治領としての発展と開拓の歴史は、先住民族にとっては土地の収奪と文化の破壊の歴史であった。現在存続している言語は約200、そのうち話者

が1000人以上ある言語は12にすぎない（細川2000:1074）。民主主義的な先進国を標榜してきたオーストラリアではあるが、先住民の権利は、自由権・参政权・社会権ともに厳しく制限されていたのである。

オーストラリアにおける先住民の権利保障が政治的課題となつてからの歴史は長くない。また今日、先住民の権利が十分に保障されているともいえない。人種的偏見はオーストラリア社会に根強く残り、一般的には教育・就職・公衆衛生・生活水準など、社会生活のすべての面で先住民は不利な状況にある。そうした状況にありながら、先住民が政治的発言力を強めつつあるのは、約30年におよぶ法的・制度的改革が行われてきたからである（鎌田2001）。1960年代半ばころから、アメリカの公民権運動の影響を受けて、オーストラリア国内でもアボリジニ（先住民〔族〕という呼称が定着し始めたのは、1990年代のことである）の復権運動が活発化した。さらに、1960年代半ばからのオーストラリアの僻地における鉱物資源開発に際して、伝統的文化を維持していたアボリジニ集団は、開発からの聖地の保全と土地権の回復を求める運動を展開した。1970年代には土地権回復の要求を核として、都市に住むアボリジニも巻き込んだ汎アボリジニ主義的復権運動が先鋭化していった。人口比が低く言語の差異も大きいオーストラリア先住民にとっては、分離・独立はかなり非現実的な選択肢であったために（オーストラリア本土のアボリジニとの人種的・文化的差異が大きく、ニューギニア島に近いトレス海峡諸島民の場合は、分離・独立を主張する傾向が強い）、土地権・先住民の保障は、オーストラリア国家の枠組みの中での先住民の自律の基盤として位置付けられた。

1960年代後半から1970年代にかけての鉱山開発ブーム、1973年の長期保守系連立政権から労働党政権への交替による革新的な政策への転換（先住民政策では同化政策から自主決定政策への転換）、アボリジニによる土地権回復運動の高まりなどが相互に作用して、1976年には「アボリジニ土地権（北部準州）法」（連邦法）が成立した。この法律によって、北部準州における先住民の土地権（集団的な権利で、個人所有および売買・譲渡の対象とはならない）

が法制化され、各地域の伝統的土地権利者が認定された。今日では北部準州の50%の土地がアボリジニに返還されて、伝統的土地権利者の許可なしにはこの地域での資源開発ばかりか入域もできない。ミラル・グンジェイミ氏族はこの「土地権（北部準州）法」によって法的に認定されたジャビルカ地域の伝統的土地権利者である。こうした伝統的土地権利者／土地信託法人の代理人として、土地請求の手続きや訴訟や認定後の外部社会（政府、企業、観光客、研究者など）との様々な交渉を行うために、「北部土地評議会（NLC）」を含む三つ（現在は四つ）の土地評議会が設立された。アボリジニに返還された地域において開発を計画する場合には、以後、土地評議会を通して交渉し開発協定を契約することが必要となった。

その他諸州でも、上記の連邦法から後退するものではあったが、土地の返還や信託管理が法制化されて、先住民共同体による部分的自治が認められてきた。さらに1992年には、オーストラリアの最高裁判所は、オーストラリアが英帝国によって植民地化された時に無主地（テラ・ヌリウス）であったという虚構を否定し、先住民の法的根拠となる先住民権を認定した画期的な司法判断を下した（いわゆる「マボ判決」）。これによって土地権が認定されていない先住民共同体であっても、土地の開発に関わる交渉権を獲得する可能性がでてくることになった。

こうした先住民の権利回復の進展に伴い、先住民の政策決定への参加も制度化されてきた。1989年に設立された「先住民委員会（ATSIC）」は制定法に基づいた連邦政府内の行政委員会で、先住民の評議員から構成されている。評議員は、連邦の選挙法に基づき、先住民のみを選挙人および被選挙人とした選挙によって選出される。各地区の評議員によって選出された中央委員会は、連邦議会で承認を得た予算の運用に関する決定権をもつ。また、連邦政府の先住民政策に関する助言を行う機関でもある。ただし、連邦議会や連邦政府で委員会を代表するのは与党の連邦議員であり、事務局は大臣に任命された事務次官を長とする国家公務員である（鎌田1998）。また各州では州法に基づいて、州の自治体として承

認されている先住民共同体もある。

ミラル・グンジェイッミ氏族にとってジャビルカのウラン鉱山開発反対運動は、単に生活圏の環境保全に関わる問題であるばかりではなく、オーストラリアにおける先住民族の権利回復・自律の歴史の文脈において、氏族の土地権・先住権の保障あるいは先住民族の主体性の確立に関わる問題であることを理解しておく必要がある。

3 ジャビルカ・ウラン鉱山開発

ミラル・グンジェイッミ氏族が開発に反対しているジャビルカ・ウラン鉱山は、オーストラリア北部準州のカカドゥ国立公園内にある。四国ほどの面積があるカカドゥ国立公園は、ユネスコの「世界遺産」に登録されており（「自然遺産」と「文化遺産」の両方に登録されている「複合遺産」である）、年間30万人近くの観光客が世界各地からここを訪れている。また、国立公園内にあるマジェラ湿原は、「ラムサール条約」で登録された保全湿地で、日本各地の湿地に飛来する多くの渡り鳥のもう一方の故郷でもある。野生動物の楽園であり、貴重な生態系が残されているこのような地域で、なぜ、ウラン鉱山開発が可能になっているのか。それは、鉱区は地理的には国立公園内にありながら、公園指定から除外されているからである。カカドゥ国立公園は、1975年以降三次にわたって国立公園としての地域指定が行われた（第一期区1979年、第二期区1984年、第三期区1987年）が、第一期区指定の時点で既にウラン採掘計画は認可済みであったために、ジャビルカ鉱山を含む三つの設定鉱区（レンジャー、ジャビルカ、クンガラ）は公園指定を免れたのである（細川1999: 181-182、伊藤2000: 2-18）。したがって厳密に言えば、鉱区は世界遺産の指定も局地的に免れていることになる。しかし、景観、生態系ともに鉱区と国立公園との間に境界が成り立たないのは一目瞭然である。

ジャビルカ鉱区に隣接する、カカドゥ公園内のレンジャー鉱区の開発は1979年に始まった。1997年には4830トン（イエローケーキ換算トン）の八酸化三

ウランを生産、世界の生産量の11.5%を占めて世界第3位であるが、2005年には現在採掘中のレンジャー第3鉱床を掘り尽くして操業を終える予定である（伊藤2000: 25-26）。一方、残る二つのジャビルカ、クンガラ鉱床は、1983年に誕生した労働党政権の「3鉱山政策」³⁾によって開発計画は凍結されていた。しかし、1997年、連邦政府資源エネルギー大臣の許諾により、ジャビルカ鉱山計画が始動することとなった。ミラル・グンジェイッミ氏族は、かねてからウラン鉱山開発に反対していた環境保護団体とともに、開発計画の中止を求めるキャンペーンを開始した。

カカドゥ国立公園におけるウラン鉱山開発は、採掘時や採掘後の残土から放射能をおびた細かな砂が雨や風によって拡散されること、さらに、製錬後の大量の鉱滓は池に溜められ（ラドンガスの放出を抑えるために水が張られる）、そこからは放射能と重金属と硫酸化合物に汚染された廃水がマジェラ川に「管理放流」されてマジェラ湿原に流れ込み、広範囲の生態系を汚染することから、環境保護団体はこぞって反対していた。しかも、この地域は雨季の雨量が多く、鉱滓池から廃水が溢れ出すという事故もおこっている。

この地域に住むミラル・グンジェイッミ氏族がウラン鉱山開発に反対するのは、生活の場と食料となる動植物が複合的に汚染されるという理由だけではない。鉱区には氏族の聖地が点在するという文化的理由が大きい。精霊が旅をした道筋である聖地は神話や歌や踊りや儀礼を通じて伝承されて、今日でもアボリジニの文化の根幹をなしている（鎌田:2002）。カカドゥ国立公園が「文化遺産」として登録されているのも、2万年以上もの間にアボリジニたちが描いてきた無数の岩絵が点在しており、歴史的記録としての価値が高いからである。先述したように「土地権（北部準州）法」によって、ミラル・グンジェイッミ氏族はジャビルカ鉱区のある地域の伝統的土地権利者として認定されている。ただしこの場合も、ジャビルカ鉱区は法律の成立以前に設定鉱区として認可されていたために、この地域での先住民の土地権も実質的には制限されることになった。例えば、

1998年5月の「国際ジャビルカ行動の日」に採掘工事区域に入って抗議行動を行ったミラルの人々は、伝統的土地権利者であるにも関わらず「不法侵入罪」で逮捕され有罪判決をうけたのである（『ジャビルカ通信』16、17号（以下『通信』と略））。

ジャビルカ地区およびアーネムランドを含む北部準州の北部地域を担当する「北部土地評議会」（1979年設立）は、当初はウラン鉱山開発には積極的であった。経済的自律は先住民族の自律にとって最重要課題の一つであるために、土地評議会は、鉱山開発を含む土地の有効利用を目的として先住民族による開発計画の立案・交渉・運営に努めてきた。北部土地評議会は設立と同時に、レンジャー鉱山の開発権をもつ「エナジー・リソーシズ・オブ・オーストラリア（ERA）社」と契約を結び、レンジャー鉱山の開発が始動した。ERA社は、レンジャー鉱山の総売上上の4.25%（1億2500万豪ドル）を鉱山使用料として支払い、そのうちの40%を「北部土地評議会」へ、30%を「先住民族信託基金」へ、30%を地元のアボリジニ組織である「ガガジュ協会」⁴⁾へ支払ってきた⁵⁾。ジャビルカ鉱山の開発に関しては、1982年に「北部土地評議会」と当時開発権を持っていた「パンコンチネタル社」との間に開発協定が署名された（ブラッドベリ1988：8；伊藤2000：46）。しかし、開発のめどがつかないとして、1991年にパンコンチネタル社はERA社の親会社であるノース社に採掘権などを売却した（伊藤2000：20）。ERA社は、その後「ジャビルカ協会」を通して毎年1人あたり400ドルの借地料を支払ってきたが、ウラン鉱山開発に絶対反対のミラル・グンジェイッミの人々は借地料の返還を決定した。さらにミラル側は、開発権が売却された時に開発計画が変更されたにも関わらずミラルの人たちの合意を得なかったとして、開発協定の無効を主張する訴えを起したが、これは敗訴した。一方ERA社は、連邦政府の採掘許可を受けて、2億1000万ドル以上の鉱山開発権料と、開発にあたってのアボリジニの雇用の確保やアボリジニ共同体での住居の建築を提示したが、ミラル・グンジェイッミの人々は受け取りを拒否し、開発絶対反対の立場を崩していない（伊藤2000：46；『通

信』15号）。こうしたミラルの人々を中心とした反対運動の進展に伴い、ジャビルカ開発を支持してきた北部土地評議会も2000年には開発反対へと大きく方針を転換した（『通信』114号）。

ジャビルカ鉱山開発反対の運動は、1）環境とくに湿地生態系保全、2）先住民の人権（土地権、先住権を含む）保障、3）原子力エネルギー開発反対、の三つの側面を持つ。ジャビルカ開発反対のキャンペーンは、ミラル・グンジェイッミ氏族を代表する「グンジェイッミ先住民族法人」を核として、環境保全、反核・反原発、人権擁護を求める市民団体が参画するかたちで組織されていった。開発反対のキャンペーンの鋒先は、開発権を保有するERA社、および親会社であるノース社（後にリオ・ティント社）やその他のERA社への出資会社や銀行、ウラン鉱山開発と輸出の認可を行うオーストラリア連邦政府、司法権・警察権を含む地方自治行政を司り、「先住権原修正法」の成立に伴い先住権の認定に関与する権限を拡大させた北部準州政府、生産されたウランの大半を輸入することになるであろう日本の電力会社へと向けられた。

開発反対のキャンペーンは、メディアや直接行動を通じて一般世論に訴えるとともに、こうした係争点、反対派の中核となる団体、批判の鋒先が向けられた対象によって、様々な場で展開されてきた。主なキャンペーンには以下のようなものが挙げられる。

- 1）鉱区や契約そのものの違法性を主張したオーストラリアでの法廷闘争、および、環境アセスメント等の開発計画の不備を指摘して計画の見直しを政府に求める
- 2）野党や国際機関に働きかけて、連邦政府がジャビルカ開発許可を撤回するよう圧力をかける
- 3）ユネスコの「危機にさらされた世界遺産リスト」への登録を求め開発計画を国際的監視下におく
- 4）採掘準備工事の開始にあたって、採掘現場への道路封鎖キャンプの設営、座り込みや、開発側が設定した立ち入り禁止区域への入域、ロック・オン⁶⁾などの直接行動

- 5) オーストラリア国民の関心を高めるためのメディアへの働きかけや、野外コンサート、デモ行進、関係会社前での座り込みなどの抗議行動
- 6) ウランを輸入し、また多くの観光客を送りこんでいる日本・ヨーロッパ諸国・アメリカでのNGOを通じての講演会や署名活動、関連会社への抗議、議会での決議要請など
- 7) ERA社、ノース社、リオ・ティント社など関連会社の株主総会への働きかけ

ジャビルカ鉱山開発は、オーストラリア国内外からの激しい批判にさらされつつ1998年6月に採掘準備工事が開始されたものの、ノース社の経営権を得たリオ・ティント社は2001年4月にジャビルカ開発の10年間の凍結を表明した。その直接的な理由は、北部土地評議会がジャビルカ鉱山開発への部分的支持から反対にまわり、ジャビルカ鉱山で採掘されたウランの製錬に予定していた、隣接するレンジャー鉱山の製錬所の使用権の延長交渉を2005年まで凍結したこと、それによって新たに製錬所を建設することになれば生産コストが増大し、採算がとれなくなる可能性があること、ERA社の親会社であるノース社の経営権がリオ・ティント社にうつり、不採算部門の見直しが行われ、ERA社の権益を売却してウラン事業から撤退することが決まったことにある。リオ・ティント社はジャビルカ・ウラン鉱山開発権のコジェマへの売却を試みたが、交渉は成立していない（『通信』127、139、140号）。ユネスコは現地調査団を派遣して開発計画の一時停止と見直しを勧告しながらも、オーストラリア連邦政府の積極的なロビー活動が功を奏してか、カカドゥ国立公園の「危機にさらされた世界遺産」としての指定は見送られた。

4 ジャビルカ鉱山開発反対運動にみる グローバリゼーションの諸相

ジャビルカ鉱山開発と開発反対運動にはグローバリゼーションの諸相を観察することができる。まず第一に、開発そのものが多国籍企業によるものであること、同時に、ジャビルカ鉱山の開発は、地球規

模で展開するのウランの生産・消費・廃棄のサイクルの中にあることである。ジャビルカ鉱山の開発権を最初に保有していた「パンコンチネンタル社」はカナダ系資本の会社であったし、1991年に開発権を取得したERA社は、レンジャー鉱山開発のために「ノース社」（豪）が65%、「コジェマ」（仏）の関連数社が25%、日本の電力会社がウラン購入のために設立した「日豪ウラン資源開発」が10%出資して設立した合弁会社である（細川1998a）。2001年にノース社の経営権を取得したリオ・ティント社は、世界最大級の鉱山開発多国籍企業で本社はロンドンにある。レンジャー鉱山で生産されている約4割を日本が購入し、3割弱をフランス、残りは欧米（米・英・スペイン・ベルギー・チェコ・ポーランド）や韓国の電力会社が購入している（伊藤2000：26）。ジャビルカ鉱山のウランも日本の電力会社が最大の顧客と目されていた（細川1998a）。鉱山開発の巨大資本によってミラル・グンジェイツミの人々の生活が脅かされるという状況には、日本人のエネルギー消費が大きく関わっていることになる。

第二に、開発反対運動に関わる主体も小規模な市民団体から超国家組織まで様々で、国境を越えて相互に作用しながら反対運動を進展させてきた。例えば、オーストラリア国内の数々のウラン鉱山開発反対運動に関わり、ジャビルカ鉱山開発においてもアポリジニの共同体の呼び掛けに応じて、道路封鎖キャンプなどの直接行動を組織し支援したのは、地球の友、豪州自然保護基金、原生自然協会、北部準州環境保護センターなど、国際環境保護団体とのつながりを持つオーストラリアの主だった環境保護団体であった。規模の大きい環境団体は専任のスタッフを抱え、独自の調査や報告書の作成などを行うとともに、小規模な市民団体や特定の問題への抗議行動を行うグループを動員し組織化する力を持つ。例えば「豪州自然保護基金（Australian Conservation Foundation）」⁷⁾は30年以上の歴史を持つオーストラリアで最大の自然保護団体である。森林伐採、地球温暖化、遺伝子操作作物、化学物質の人体への影響、河川や生態系の保全、オーストラリアのウラン鉱山開発や放射性廃棄物処理問題など、幅広い領域での

活動を続けてきた。昨今はオーストラリア先住民族と環境保全の問題もキャンペーンの対象として取り上げ、土地利用や環境保全に関しては文化的相違が存在すること、先住民族の権利を尊重し対話を通じてキャンペーンを展開することを基金の方針として明記している。また、オーストラリアにおけるウラン鉱山開発反対運動の中心的役割を果たしてきた「地球の友メルボルン」⁸⁾も、ジャビルカ開発問題のキャンペーンでも主導的な役割を果たしてきた。「地球の友メルボルン」が下部組織として参加している「地球の友 (Friends of Earth)」⁹⁾は、現在は世界各地に点在する60以上の団体から構成され、約100万人の会員と5000の地域市民団体が参加している国際的な環境保護団体である。ジャビルカ問題に関しても、世界各地の「地球の友」の参画団体が連携して抗議行動を展開してきた。開発を推進する主体と同様に反対運動に関わる主体も、意識的・能動的に国境を越えて連動し、グローバリゼーションのプロセスに関わってきたといえる。

オーストラリアからの支援の呼び掛けに対して、日本でも「ストップ・ジャビルカ・キャンペーン・ジャパン」が組織されて、アジア太平洋資料センター、グリーン・アクション、原子力資料情報室、日本消費者連盟、ノーニュークス・アジア・フォーラム・ジャパン、プルトニウム・アクション・ヒロシマ、ピースネット、ピースボート、反核パシフィックセンター東京、伊賀たんぼぼの会、先住民族の10年市民連絡会議などの様々な全国規模あるいは地域社会のNGOや、こうした活動に関わる個人が賛同し、支援のネットワークを広げていった。アメリカや欧州諸国においても、環境団体と先住民族支援団体がジャビルカ開発反対運動を展開し（『通信』16、72号）、1998年1月、欧州議会本会議においてもジャビルカ開発計画の中止を求める緊急動議が採択された（伊藤2000：50）。1998年7月にはミラル・グンジェイミ氏族の女性長老に「核のない未来賞」が（『通信』60号）、1999年4月には、「環境保護のノーベル賞」ともいわれる「ゴールドマン環境賞」が氏族の代表者とグンジェイミ先住民族法人の代表の2人の女性に贈られた¹⁰⁾。

第三に、こうしたジャビルカ開発反対・支援ネットワークの広がりにより、抗議行動の場と形態も局地性と超国家性が混在するものとなった。500人の規模にもなった現地の道路封鎖キャンプ（局地的な抗議行動）は、オーストラリア各地から参加した支援者に加えて、日本やヨーロッパからの参加者もあった。ユネスコの下部組織である世界遺産委員会（超国家組織）に対して、オーストラリアの環境保護団体はジャビルカ問題に関する報告書を提出し、委員会の会議にはオブザーバーを派遣してきた。ユネスコの公式諮問機関である「国際自然保護連合 (IUCN)」（脱国家的な国際非政府組織、ただし各国政府の関連組織もメンバーとするため政府間組織の性格が強い）は、カカドウ国立公園を危機遺産に指定し、ジャビルカ開発の完全中止・撤回を求める勧告を世界遺産委員会に提出した（『通信』112号）。一方、ミラル・グンジェイミ氏族も京都（1998）、パリ（1999）、ケアンズ（2000）での世界遺産会議や世界遺産委員会幹事国会議にはオブザーバーを送り、会議場の内外で意思表示やロビー活動を行っている。京都での年次会議に参加した氏族の代表は、日本の支援団体とともに日本の電力会社への直接抗議（局地的な抗議行動）にも参加した（『通信』94号）。ジャビルカ開発に対する反対の声は、国際的な発言力を持つ非政府組織（INGO）によって国連などの政府間協議の場で表明されるとともに、問題意識を共有する各国の非政府組織（NGO）がネットワークを張りめぐらせて情報交換をし、同時に展開された抗議行動を通じて世界各地の街角でも聞かれたのである。

ここで特筆すべきことは、こうした運動において積極的に利用されてきた、インターネットによる情報発信力である。既存のコミュニケーションの媒体とインターネットの大きな違いは、双方向に大量に、そうして瞬時に情報が流れることであろう。しかも、一般の個人であっても、低コストで特定・不特定の人々に瞬時に大量に情報を発信・公開し、またその情報に対する応答を受信することが可能である。ミラル・グンジェイミ氏族やそれぞれの支援団体のキャンペーンの意図や方法は、ウェブサイトで常

時公開されているとともに¹¹⁾、ある地域である団体や個人が関わった出来事が、地球上のほとんどの地域に瞬時に伝達される。例えば、ユネスコの会議へのオブザーバーからは、各国委員の発言内容まで会議の終了と同時に発信されたし（『通信』129～137号）、それぞれの団体が提出した意見書や報告書の多くがウェブサイトで公開されてきた。こうした情報の発信は、連携する団体や個人の同時発生的な行動を可能にするとともに、メディアや国際機関、政府、抗議行動への対象への働きかけも容易になり、グローバルな反応を促すことが可能になっている。そもそも筆者が、研究室にいながらジャビルカ開発反対運動の詳細を知ることができるのも、インターネットで情報を得ることができるからに他ならない。

5 ミラル・グンジェイミ氏族をとりまく「グローバル」なベクトル

ジャビルカ開発問題は、鉱物資源開発のグローバリゼーション、ウランの生産と消費のサイクルのグローバリゼーション、環境保全運動のグローバリゼーションなど、多次元のグローバリゼーションが交錯する局地的な断面に、世界化と局地化、普遍化と特殊化、総体化と個別化という相対立する方向のベクトルが働いている場として観察することができる。つまりジャビルカ開発は、資源の獲得による利潤をもとめた鉱山会社や電力会社の地球規模での経済活動の一貫であり、経済活動にともなうモノや資本のグローバルな流れの拡張の中にある。同時に、地球環境の保全、先住権を含む人権保障といった、これもまた脱領域的な課題が、資源開発に対抗する価値として具現している問題でもある。ジャビルカ開発問題をめぐっては、開発賛成、反対、条件によっては賛成あるいは反対のそれぞれの主張を掲げて、アボリジニ共同体、オーストラリア内外の環境保護・反核・人権擁護・反開発をうたう市民団体や消費者団体、教会、こうした分野での国際的非政府組織、国連機関やその諮問機関、オーストラリア連邦および北部準州政府、資源開発企業などが、国家の枠組みを超えて、それぞれの行為や決定が相互作

用をおこしながら状況は進展してきた。オーストラリア北部の局地的な問題であるにもかかわらず、その相互行為は地球上の様々な地点に拡大している。

さらに、相互作用の過程においては、参画する行為体、行為体間の関係、それぞれの行為体の組織や主張など、多様でしかもすべてが可変的である。例えば、ジャビルカ問題をグローバルな「環境保全」運動の中に位置づけてみても、その賛同者の価値や意図するところは同一ではない。しかし、環境保護団体やアボリジニ共同体の相互行為は対話を促し、お互いの主張に対する理解や抗議行動での協力、あるいは対立関係を生んだ。ジャビルカの生態系を汚染や破壊から守るという点においては、環境保護団体もミラルの人たちも、ユネスコの世界遺産委員会も、あるいは鉱山開発を許可した連邦政府も合意している。けれども、汚染や破壊の許容範囲は、それぞれが汚染や破壊によって失うものの大きさをどう測るかによって大差がある。ミラル・グンジェイミ氏族は開発から利益を得るという選択を拒否したが、アボリジニ組織である北部土地評議会はむしろ資源開発の推進派としてケース・バイ・ケースで開発に関わってきた。ジャビルカ開発をめぐって当初は、北部土地評議会とミラル・グンジェイミ氏族は敵対関係にあったといってもよい（ブラッドベリ1998）。しかし、その北部土地評議会も「条件闘争」的な開発支持から、ミラルの主張を尊重した開発反対へと方針を転換した。コロネーションヒル（北部準州）のジャオウオイン共同体のように、環境保護団体と協力して開発反対運動を展開しながら、状況が整えば積極的に鉱山開発にのりだしたアボリジニの共同体もある（細川1999:176）。ウランのように自然環境への汚染が大きい資源開発ではなく、また、聖地の破壊を避けることが保障されるならば、ミラルの人たちも経済的な利益をもたらす開発に絶対反対の姿勢を変更する可能性は残る。

林に「火つけ」¹²⁾をするアボリジニにとっては、「環境保全」は人為的介入をほどきながら自然を管理するという、社会的・文化的価値観に基づくものである。多くの環境保護団体やユネスコの「自然遺産」が、原生林保護によって自然保護および環境

保全を図ろうとする姿勢とは、明らかに異なる（細川1999；小山2000）。さらに、文字をもたず神話伝承で記憶を共有してきたアボリジニにとっては、特定の地域の「自然環境」は「歴史」と一体化した自己の存在証明の場である。「聖地」が存在するジャビルカは、したがってミラル・グンジェイツミの人たちが氏族としての記憶を共有する場であり、氏族との絆も含めて個々人が自己のアイデンティティを確認する場としての特殊な価値をもつ。

ミラル・グンジェイツミの人たちは、氏族の聖地が破壊されるという理由を前面に掲げて、開発に反対してきた。ミラルの人の独自で特殊な反対の根拠である。ジャビルカ開発反対運動のプロセスで、ミラルの人たちは非アボリジニの運動家へのアボリジニ文化の啓蒙活動と、また時には、彼らの主張を非アボリジニ文化へ「翻訳」し、反対運動を強化してきた（鎌田2002）。たとえば、鉱山道路の道路封鎖のために設営されたキャンプは、あくまでも土地所有権者としてのミラル・グンジェイツミ氏族の権限を保って、彼らの土地へのキャンプの参加者の入域を認める「パスポート」を発行した。キャンプ¹³⁾では、禁酒・禁薬物・禁武器携帯はもちろんのこと、アボリジニの文化や歴史を学ぶための学習・交流プログラムが提供された（細川1999：180）。

さらに、グンジェイツミ先住民族法人は、ユネスコ世界遺産委員会に対してジャビルカ開発に関する膨大な量の意見書を提出した。1999年9月にパリで開催されたカカドゥ国立公園問題を審議するための臨時会で、世界遺産委員会は、鉱山開発がカカドゥ国立公園の「生きた文化価値」へ深刻な影響を及ぼし得ることに憂慮を示し、ジャビルカ計画に関連する諸問題を解決するために、オーストラリア政府とミラル・アボリジニとの対話を継続させることと、オーストラリア政府に対して鉱区やその周辺地域の文化遺産の分布状況の調査と、文化遺産管理計画の策定を要請した。ミラルの人たちの当事者としての正統性を認め、政治的な参画を保障する決議ではあったが、彼らの社会的・文化的価値観が、反対運動を展開する他の集団にどの程度理解され合意されたかを判断するのは難しい。オーストラリア自然保

護基金のような先住民族独自の文化を尊重する姿勢は、環境保護団体には浸透しているにも関わらず、「危機遺産」としての指定をめぐる運動の中で、環境保護団体とミラル・グンジェイツミ氏族の対立が悪化したと伝えられている（『通信』112号）。おそらく、人類が共有すべき価値をもつ「手付かずの自然環境」保護に重点をおいた環境保護団体と、自らの存在基盤としての社会的・文化的価値に重点をおくアボリジニの共同体との間の主張や戦術の隔たりや、互いへの不信感が表面化したからではないだろうか。カカドゥ国立公園の文化価値の保全にあたってはミラル共同体の権威が認められた一方で、環境保護の面においては、ユネスコの公式諮問機関である国際自然保護連合や、国際科学者連合協議会が設置した独立科学者パネルが、企業活動を監視するオーストラリア連邦政府の対話相手となった。オーストラリア政府は国連機関に対してアボリジニとの対話を約束したが、その背景には、アボリジニ共同体と環境保護団体の分断を図るねらいがあったという指摘すらある（『通信』112号）。

世界遺産委員会でのジャビルカをめぐる議論には、「遺産」の価値の根拠をめぐる対立が見えかくれしているともいえる。カカドゥ国立公園は地球上に残り少ない「手付かずの自然と野生動物の楽園」なのか、「人と自然の共生の場」なのか、「先住民が人為的介入を続けている生活圏」なのか。さらにいえば、その価値の共有を許されるのは誰なのか、あるいは、その「遺産」を管理する主体は誰なのかということでもある。「世界遺産の保全」はグローバルな合意を得て制度化されているために、矛盾し対立する理念を抱える運動が開発阻止のための一つ的手段として、そこに収斂し得たともいえよう。

資源開発（および大量消費）と環境破壊の問題は、いわゆる「先進社会」で危機的な課題としての認識が強まっている。国境を越えて影響をおよぼす環境汚染が顕在化し、また、地球全体の生態系そのものが脅かされてきているために、国家間の協力は不可欠で、国際的な規範と超国家的な管理のシステムが必要とされているのは周知のことである。非国家組織である環境保護団体は、国家の管理体制を監視し

批判し、あるいは政府機関と協力して環境保全に関わるなど、それぞれの独自の活動が地球全体の環境と関わるという共通の意識を持つ。さらに、地球を守るという「普遍的」な共通意識は、一般市民の賛同を得て、地域性を越えた相互行為を生む。そこには「地球市民」としての意識が生まれているといつてよい。その相互行為を特に実感させるものは、インターネットやファックスや電話や、あるいは報道メディアといったコミュニケーションの媒体を通じた接触である。ただこうした連帯意識は、カネやモノやヒトに余力のある先進社会の人々が、開発によるしわ寄せを最も受けることになる「周辺部」にある先住民族の開発反対運動を支援するという、先進社会中心的思想に陥りやすい。先進社会の間は、ややもすれば先住民族を自然と共存する「エコロジズムの聖者」（細川1998b）としてイメージするか、あるいは保護すべき生態系の一部をなす動植物であるかのように、現代社会から隔離不可能な彼らの社会的・政治的・経済的存在を無視してしまう。

一方、先住民族や少数民族の主張は、彼らの生活圏である「環境」を自らの意思で管理したいという、独自性の強い、排他的ですらある要求である。そこには当然ながら、彼らの意思による「開発」も含まれる。地球市民的な発想での、しかも「手付かずの自然環境」保護の主張であるならばさらに、環境保全の主張は、時には、先住民族や少数民族が自らの意思で開発の可能性をも含めた自律的な環境保全のシステムをつくりたいという主張と対立する。ひらたく言えば、資源開発であろうと、カカドゥ国立公園指定であろうと、「世界遺産」への登録地域であろうと、生態系の保全であろうと、それがもしミラル・グンジェイッミの人たちの生活圏を制限するものであれば、彼らの自律性を否定するものであることにはかわりない。だからこそミラル・グンジェイッミ氏族は、道路封鎖キャンプ運営やオーストラリア内外の関連団体への支援の呼び掛け、世界遺産委員会での社会的・文化的価値を強調した積極的なロビーイングなど、自律的な反対運動を堅持してきたといえる。ジャビルカ・ウラン開発反対運動は、「環境保全」として現われた自らの政治的・社会的・

文化的権利の主張に他ならない。それは、マイノリティの人権の保障というグローバリゼーションの媒体となる思想でありながら、「地球市民」的運動と対立し、現在の主権国家を支える民族自決の理念に再帰し、国民国家システムを踏襲し拡大する方向性をもち得るものであるといえる。

6 「先住民族の権利」概念のグローバル化

ジャビルカ開発反対運動を地球の様々な地点に拡大させ、地域性を越えた相互作用の媒体となった共通意識は「環境保全」ではあったが、それは「地球環境の保全」と「生活圏の保全による先住民族の権利保障」という異質な理念を内包するものであった。「地球環境の保全」は地域性をこえた普遍的価値として先進社会での運動を連動させる求心力があるのに比べて、現在のところ「先住民族の権利」は世界各地の少数者の価値でしかない。世界遺産会議におけるミラル・グンジェイッミ氏族の主張は、少数者のみに残された人類の遺産として保全されるべき文化的価値という、「特殊性に価値をおく普遍性」を強調したものであった。結局、危機遺産リストには登録されず満足いく結果ではなかったにしても、自らの主張を国際的に承認を得ている価値への読み替え（あるいは翻訳）を行ったという点で興味深い。世界遺産委員会がオーストラリア政府にアボリジニ共同体との交渉を強く要請したことに対して、ミラルの代表が高い評価を示したのも（『通信』112号）、問題の当事者としての正統性が国際社会で承認されたという点への評価だと捉えることができよう。

というのも、先住民族の自己決定権は今日の国際社会で承認されているとは言い難いからである。「先住民族の権利」の概念も国際社会には定着しておらず、当然のことながら国際的な規範としては確立していない。だからこそ世界各地の先住民族組織は、先住民族の権利確立を求め、国際社会における自律的政治主体としての先住民族としての地位の承認を得るために、国際的な連帯を強めてきたのである。こうした先住民族組織間の協力関係は、特に国連の社会経済理事会およびその下部組織において活発化

している。

国連における「先住民(族)の権利」の議論は1970年代に始まった。国連は元来国民国家を主体とする超国家機構であるが、とくに経済社会理事会の下部組織においては、非政府組織の参画が顕著であった。先住民の権利の確立を求めて、世界各地の先住民組織やその支援組織が積極的な活動を展開してきた。先住民の権利に関する研究は、人種差別撤廃条約(1965年)や国際人権規約(1966年)の採択などの人権に関する活動が活発化した時期に、1970年「差別防止・少数者保護小委員会(人権小委員会)」からの発議によって、脱国家的な専門家集団による調査として始まった。1982年に人権小委員会の下に設置された「国連先住民作業部会」にも、国際法の専門家だけではなく、世界各地の様々な先住民組織が参加し、その活動は世界の先住民の広い支持を得てきたといわれる。2000年には国連経済社会理事会は人権委員会の決議をうけて、先住民の諸問題を話し合うための「先住民問題常設フォーラム」設立の決議を採択した。

「国連先住民作業部会」の任務は、世界各地域の先住民の実情を把握することと、先住民の人権に関する国際基準を作り出すことであった。作業部会は「先住民の権利に関する国連宣言草案」を起草し、1993年に最終草案が確定、1994年には人権小委員会は草案を支持する決議を採択して、これを人権委員会に送付した。このような先住民の権利に関する議論を含む国連の人権機構では、先住民組織としては、世界先住民評議会、国際インディアン条約評議会、イヌイット周極会議などアメリカやカナダに本部をおく先住民組織や、南米インディオの組織、あるいはサーミ評議会が主導的役割を果たしてきた。オーストラリアの「全国アボリジニ・諸島民法律サービス事務所」は国連諮問資格をもつ非政府組織であるし、オーストラリアの先住民委員会も、委員会は行政委員会であるにもかかわらず、国連経済社会理事会の協議資格を有する非政府組織として、先住民の権利宣言の起草に参加してきた(上村1997)。

「先住民の権利に関する国連宣言草案」には、先

住民の土地や資源に影響を及ぼし得る開発に対する管理の権利も明記されている。こうした先住民の権利に関する国際基準が採択された折には、その国際的規範を根拠に、先住民集団間の協力が可能になるであろう。現在は先住民の権利に関する国際基準は策定過程にあつて、国際社会において普遍的価値としての承認を得ることが課題である。けれども、先住民の主体性とその権利を承認することは、世界の普遍的価値として承認されてきた国家主権の絶対性を制約し、国民国家システムを基盤とする国際秩序を再編することになるがゆえに、容易に受容されるとは思えない。現に「先住民の権利宣言草案」に関する審議が、政府間協議機関である人権委員会に送付された後遅々として進まない状況は、「先住民の権利」概念の普遍化がいかに大きな抵抗をうけるものであるかを物語っているといえる。

「先住民の権利に関する宣言草案」をめぐっては、そもそも「先住民(indigenous peoples)」の表記の採用をめぐって政府間協議は難航してきた。現在でも「先住民(indigenous peopleあるいはindigenous populations)」の表記が一般的であつて、自決権をもつと解釈される「先住『民族(peoples)』」の表記は、一部を除いて国連では用いられていない。オーストラリアは国連での議論で「先住民」の使用に賛意を示し(上村1997:90)、1990年代の「アボリジニとの和解(Aboriginal reconciliation)」に関する国内での議論を通じて、政府の公式文書においては、アボリジニとトレス海峡諸島民はオーストラリアの先住民(Australia's indigenous peoples)として言及されている(鎌田2001)。しかし、「先住民の権利」で最も重要とされる自決権(あるいは自己決定権)(self-determination)に関しては、オーストラリア先住民は一定の保障を得ているとして、国家主権のおよぶ国内問題として規定しようとする傾向がみられる。オーストラリアでは最高裁判所の司法判断と先住権原法の成立によって先住権原(native title)が認定されることになったが、先住権原を法的根拠とする先住権(indigenous rights)にどのような権利が含まれるかは判断されていない。しかも、先住権が「先住民の権利(rights of indigenous peoples)」

とどのような関係にあるかも定かではない。

1960年代以降の先進国や国連における人権や人種差別禁止に関する規範の確立、あるいは1970年代に国連で始まった先住民族の権利に関する議論は、いずれにせよ、国家主権の前に周辺化された少数民族集団が連携して、それぞれの国家の法や制度を変革するための超国家的規範の制度化をめざしたものであった。先住民族・少数民族集団間の国境を越えた相互作用を進展しうる共通意識は、国民国家の主権に対峙する先住民族の権利や人権保障の問題領域に収斂するといえる。

「環境保全」運動も例外ではない。今日の世界では、資源開発や環境破壊に無縁の先住民族や少数民族は皆無に等しい。暴力的に国民国家に統合されて、それぞれの国民国家の周辺におしやられて絶対的に不平等な状況におかれ、発言力や政治力を否定されてきたからこそ、彼らの生活空間が環境破壊に脅かされるという状況が生まれているといえる。したがって、彼らが主張する環境保全は、開発による生活圏の破壊に対する抵抗運動であり、政治的・社会的・文化的自律への要求である。それは、国民国家システムと同質的な、領域管理に対する排他性を持つ主張でもある。

オーストラリアの先住民族は、国内法を根拠とした土地権・先住権の承認に伴って、比較的強い発言力を持ち、特定の領域に関しては排他的な権利すら特定の氏族に認められている。先住民の権利に関する国内法の整備は、1960年代後半からの国連経済社会理事会を中心とした人権保障に関する国際規範の確立など、国際社会の潮流を反映したものであった。ジャビルカ開発反対運動にみたようなミラル・グンジェイツミ氏族の発言力は、国内の法的・政治的基盤がある程度確立されていたからこそ可能だったといえる。

一方、ミラル・グンジェイツミ氏族が既に一定の発言力や交渉力を得ているからこそ、ジャビルカ開発阻止運動のような地域性の強い問題はかえって、世界の先住民族組織間の連帯を引き起さなかったともいえる。非民主主義的国家の厳しい監視下において、反対運動を組織化したり展開することする不可

能な先住民族の場合ならば、国際的にも発言力をもつ先住民族組織が問題の国際化を図ったかもしれない。「先住民族の権利に関する国連宣言草案」にも明記されたように、先住民族の権利の根幹は自決権にある。つまり、開発に賛成するも反対するも、それぞれの自律的意思決定が尊重されるべきであるというものであって、政府による明白な弾圧や対話の拒否がない限り、先住民族が連帯した抗議行動を展開することは難しい。(真摯な対話が行われるかどうかは別としても)、オーストラリア政府はミラル・グンジェイツミ氏族との対話を拒絶したわけではなかった。逆に、世界遺産会議でオーストラリア政府は、交渉を拒否しているとしてミラル側を批判したのである(『通信』134、136号)。先住民族組織からのジャビルカ問題への支援は、世界各地での抗議行動に環境保護団体とともに参加したり、国連世界遺産委員会の会議の場でミラル・グンジェイツミ氏族のロビー活動を支援したりという、局地的なものにとどまった。

ジャビルカ開発の中止を求めたミラル・グンジェイツミ氏族は、政治的戦術としてとった側面も含めて、氏族独自の社会的・文化的価値を前面に掲げて反対運動を展開してきた。それは、鉱山開発による聖地の破壊を阻止するという究極的な目的があったが、同時に、氏族の政治的・社会的・文化的自律性の維持を主張した運動でもあった。世界遺産委員会がオーストラリア政府との交渉を勧告したことは、この自律性が部分的ながら国際的な支持を得たことを意味する。しかし一方で、世界遺産委員会の姿勢は、ジャビルカ開発問題を国内問題に帰するという裏面をもつものであった。それは、オーストラリア政府が「先住民族の権利に関する国連宣言草案」に関する議論で、「先住民族 (indigenous peoples)」の使用に賛同しながら、先住民族の自決は国家主権のおよぶ国内問題であると主張する姿勢と重なる。当然のことながら、開発に関わる企業は、開発権や開発の許諾をオーストラリア政府から得る以上、先住民族の主張も環境保護団体の主張も彼らとオーストラリア政府の交渉の問題として、企業の責任が問われる問題ではないとの姿勢を崩さない¹⁴⁾。先住民族

の自律性をめぐる議論の国内問題への転化は、結果的にはジャビルカ問題を、分離・独立の選択肢をも包含した自決権を核とした「先住民族の権利」に関する議論や、そうした権利の国際規範化の動きから断片化することになったといえよう。

7 おわりに

様々な行為主体が国境を越えて連動しながら展開しているジャビルカ開発反対運動は、「異なる方向に向かうさまざまなベクトルが働く磁場」(小川1996:153)としてのグローバリゼーションの一現象であるといえる。マクグリュウが指摘するように、グローバリゼーションは対抗する方向性をもつダイナミクス(普遍化と特殊化、同質化と差異化、統合化と断片化、中心化と脱中心化、平存化と折衷化)が働くプロセスでもある(McGrew 1996:478-479)。ジャビルカ開発反対運動には、環境保護や人権保障といった地球規模の問題群としての意義が認められる一方で、ジャビルカの生態系の特殊性や、ミラル・グンジェイッミの人たちの独自性や局地性が主張された。様々な行為主体の主張や行動は同質的な問題意識ゆえに連帯を生んだが、それぞれの独自性を認識させ、環境保護団体と先住民組織との対立も生んだ。危機遺産としての指定を得るといった連帯の求心力となる目標や、運動を促進する財源や人材をもつ中心的な国際機関が活躍したが、一方で、小規模でローカルな市民団体のネットワークも重要な役割を果たした。生活様式や民族文化など異質な集団や人々が、ジャビルカ開発反対という共通の目的のために参加し、生態系保全や反核や先住権保障といったそれぞれの視点からその重要性を主張したが、一方で、アボリジニとの対話をめざし、アボリジニの伝統的自然観に共通する生活圏としての環境の保全の思想も浸透していった。

ジャビルカ・ウラン開発反対運動は、「環境保全」という一種のイデオロギーが資本や経済活動に対抗した場であった。ミラル・グンジェイッミの人たちは、この反対運動を通して、国境を越えた相互行為の拡大と深化に能動的に関与してきた。そこには、

資源開発の巨大資本に抵抗する非力な先住民族の姿はない。それどころか、西欧的(あるいは先進国中心主義的)な「普遍的」な環境保護運動に異義申し立てをし、挑戦する姿すら浮かび上がってくる。ミラルの人たちと地球上の様々な地点にある集団や個人との相互行為を生み出し、反対運動を進展させたものは、インターネットなどのコミュニケーション手段によって伝達された、「地球環境の保全」と「先住民族の生活圏の自律的保全」という二つの異質な「環境保全」の理念であった。

今日の国際社会では、環境保全の理念は、先進社会を中心に比較的浸透力のあるイデオロギーとなっている。世界遺産の複合遺産として登録されたカカドゥ国立公園だったからこそ、ジャビルカ・ウラン開発反対運動は国際的な運動として拡大し得た。しかし、ミラルの人たちの主張の核となったのは、聖地の保全を象徴とした彼らの生活圏の保全と、彼らの自律的な意思決定権の保障であった。世界遺産委員会での攻防は、ミラルの人たちの自律的意思決定を尊重したかたちをとったが、結局はオーストラリア政府との交渉という国内問題に転化・断片化されて、国際社会における先住民族の主体性を確立する動きには進展しなかった。つまり、国内問題領域での主体性と自己決定権はある程度承認されたものの、グローバルな問題領域での「先住民族の権利」の承認を促したものにはならなかった。ミラルの人たちは、ジャビルカ・ウラン開発への抗議行動を通して、先住民族としての権利をグローバルなレベルで主張してはいるものの、先住民族の権利保障という理念は、グローバリゼーションを拡大・深化させるほど浸透力や求心力をもつにいたっていないということになろう。「地球環境の保全」の理念が先進社会にかなり均質的に拡大し浸透しているのに比べ、「先住民族の生活圏の自律的保全」の理念は少数集団の要求にとどまっているともいえる。ジャビルカ・ウラン開発反対運動は、この二つの理念の主張が弁証法的に進展し地域性を越えた相互行為を促したといえよう。

ジャビルカ開発反対運動は、ミラル・グンジェイッミの人たちにとっても、その他の参加者にとつ

でも、それぞれの社会空間を拡大する出来事であった。ミラルの人たちの生活空間で「全世界の縮小化」と「一つの全体としての世界という意識」（ロバートソン1997：11）が顕在化した出来事でもあったといえる。氏族の代表が国際会議に出席して外国での抗議活動に参加し、また、彼らの主張をインターネットを使って全世界に発信しただけではない。運動を展開するために、反開発、反原発、環境保護、人権保障など、国際社会で確立されつつある「普遍的」価値を訴えて、価値を共有する人々との連帯を創り出した。時には、現代社会が失ってしまった自然と一体化した彼らの生活や文化を強調し、非西歐的な精神世界の象徴としての聖地の保全を訴えた。運動を通じての彼らの特殊性の主張には、国際社会で支持を得るための先住民族としてのしたたかな計算や政治的戦術があったともいえる。ジャビルカ開発をグローバルな問題領域へと拡大させ、また彼らの地域的特殊性を人類が守るべき普遍的価値として訴えることによって、ミラル・グンジェイミの人たちは、地球全体の時空に自己規定をしてきたのである。グローバリゼーションはまさに、世界化と地方化が双方向に作用しあうベクトルをもつ「グローカリゼーション」のプロセスであった。

グローバリゼーションの現象をいわゆる周辺部の視点から観察することは、社会のダイナミズムを分析する上で重要である。国際社会、国家、地域社会といった階層化・分節化した社会の中にさらに小さな氏族社会を位置付けることを否定するだけでなく、より小さな下位社会が外界の影響を受けて変容するというベクトルの一方向性を否定するからである。しばしば「グローバリゼーション」は、「マクドナルド化」や「アメリカ化」のような、世界の同質化を想起させてきた。先住民族の氏族集団のような小さな社会は、このような「グローバル化」の波に翻弄されるか、ささやかな抵抗として「土着化」を試みるものとしてイメージされやすい。いわゆる「周辺部」に位置する社会集団が、能動的に地球上の時空に自己規定していくプロセスをグローバリゼーション概念で捉えることによって、周辺部を中心にした新しい社会空間の広がりが見えてくるのではな

いか。グローバリゼーション概念は、ある特定の社会の時間軸にそった変容のみならず、社会空間そのものの可変性も視野にいたれたものとなる。こうして、グローバル、ナショナル、ローカルを横断した社会空間の出現を捉えることができよう。

グローバリゼーション概念が社会学理論に提起しているのは、社会集団を国家の中の分節化した個体として捉えるのではなく、他の諸集団との相互関係において、ある社会集団を時空において可変的なものとして捉えることである。したがって特定の社会集団に関する、従来の社会学的手法から得られるような調査結果の積み重ねも不可欠である。理論研究か事例研究かという二者択一を否定し、様々な方向に働くベクトルを感知しつつ、ある特定社会の変容を地球上の時空において観察することが、今日の社会学に求められているように思う。

注

- 1) 本稿は『グローバリゼーションと日本の社会』第7巻『グローバリゼーションと民族・国歌』（文化書房博文社）所収論文の草稿として準備されたものである。
- 2) アボリジニ集団を分類するのは容易ではなく一般的には言語集団で分類される。土地や聖地に関わる集団は血族姻族（煩雑さをさけるために本稿ではこれを氏族と呼ぶ）である。この血族姻族は、いわゆる氏族のような統合的なリーダーシップがある政治的集団とは言い難く、また複数の異なる言語集団を有する場合もある。ミラル・グンジェイミはミラルが氏族名、グンジェイミが言語名である。
- 3) ウラン採掘をオーストラリア全体で既存のレンジャー、オリンピックダム、ナバレクにある3鉱山に限定するというもの。
- 4) レンジャャー鉱山の鉱山使用料をアボリジニ諸氏族に分配するために受け皿として設立されたアボリジニの団体で、ジャビルカの土地権を持たない氏族も含む。
- 5) アボリジニの土地所有・利用の形態は複雑で、いわゆる境界線で区切った平面的な排他的所有とは異なる。アボリジニの人たちは、土地は所有の対象ではなく彼らが土地に帰属し、それぞれの氏族に関係する土地を保全する義務を負うという。アボリジニの聖地は岩や樹木や湖沼・淵・泉といった自然物で、こうした聖地の点と線の複合体である土地を、複数の氏族が多層的に利用し保全している。
- 6) 工事機材や車両などに鎖や南京錠で身体を固定して工事を阻止する抗議戦術。
- 7) 「豪州自然保護基金」のホームページは、<http://www>.

- acfonline.org.au/index.htm
- 8) 「地球の友オーストラリア」ホームページは、<http://www.foe.org.au/>
「地球の友メルボルン」のホームページは、<http://www.melbourne.foe.org.au/>
- 9) 1971年に英国、フランス、米国、スウェーデンの四つの環境保護団体によって創設された。「地球の友」ホームページは、<http://www.foei.org>
- 10) 『日本経済新聞』1999年4月20日。
- 11) ジャビルカ・キャンペーンの情報は以下のウェブサイトで見ることができる。
ミラル氏族のホームページ：<http://www.mirrar.net>
「ジャビルカ・アクション・グループ・メルボルン」：<http://vic.jag.org.au/>
「ストップ・ジャビルカ・キャンペーン・ジャパン」：<http://SaveKakadu.org>
- 12) 「火つけ」の慣習はアボリジニ集団で広く観察されるといふ。乾燥したオーストラリア大陸では、毎年のように山火事（ブッシュファイヤー）が起り甚大な被害をもたらしている。多くの地域では、野外での火の使用は厳しく制限されている。しかし、アボリジニは長年の経験によって故意に火を放ち、下草を焼いて新芽を出させたり林を保全したりして、景観を管理してきたという。今日のオーストラリアの景観も、実はアボリジニたちが長年「火つけ」を通じて管理してきた産物だといわれている（細川1999、小山2000）。
- 13) 長期的かつ大規模で、水・食料・トイレなど生態系への悪影響を最小限に留めるための配慮が必要とされた。
- 14) 例えば1999年6月の関西電力株主総会ではジャビルカ問題を理由に「環境を破壊する事業への出資の禁止」の章を定款に新設することが発議されたが、鉱山開発が世界遺産の価値に何ら悪影響を与えるものではないとのオーストラリア政府の公式見解を根拠として、取締役会はその提案に反対した（「関西電力株主総会議案書」1999年6月29日）。

文 献

ブラッドベリ、デヴィッド、1998、宇野田陽子訳『映画「ジャ

- ビルカ」（第2版1998年）日本語スクリプト』、ピースネット企画。
- 細川弘明、1998a、「先住民族土地権を無視した世界遺産地区でのウラン開発計画」『月刊オクタ』1：18-19。
——、1998b、「エコロジズムの聖者か、マキャベリストとの同床異夢か」『現代思想』26（6）：260-263。
——、1999、「先住民族運動と環境保護の切りむすぶところ——オーストラリアの事例を中心に」鬼頭秀一編『環境の豊かさをもとめて——理念と運動』昭和堂、170-189。
——、2000、「オーストラリア」『世界民族事典』弘文堂、1072-1075。
- 伊藤孝司・細川弘明、2000、『日本が破壊する世界遺産——日本の原産とオーストラリア・ウラン採掘』風媒社。
『ジャビルカ通信』（「ジャビルカ基金」事務局電子ジャーナル）<http://nafi.kmis.co.jp/japanese/index.htm#BULL>
- 鎌田真弓、1998、「ATSIC——オーストラリア先住民族自治の試み」『オーストラリア研究』11：1-17。
——、2001、「多文化主義の新展開——先住民族との『和解』」『オーストラリア研究』13：46-63。
——、2002、「『聖地の保全』をめぐる政治的対話——オーストラリア・アボリジニの鉱山開発反対運動を事例として」『国際政治』129：124-140。
- 小山修三、2000、「森に火をつけよ——オーストラリア・アボリジニの炎のコントロール」『季刊民族学』93：62-87。
- McGrew, Anthony, 1996, "A Global Society?", Stuart Hall, David Held, Don Hubert, and Kenneth Thompson eds., *Modernity: An Introduction to Modern Societies*, Oxford: Blackwell.
- 小川葉子、1996、「グローバリゼーションと現代社会理論——グローバル・ローカル・モデルへの演劇的アプローチ」梶田孝道編『国際社会学』（第2版）名古屋大学出版会。
- Robertson, Roland, 1992, *Globalization: Social Theory and Global Culture*, London: Sage. (= 1997, 阿部美哉訳『グローバリゼーション——地球文化の社会理論』東京大学出版会)
- 上村英明、1997、「アジアにおける先住民族の権利確立に向けて——先住民族の権利に取り組む国連人権機構の歴史と現状」アジア・太平洋人権情報センター編『国連人権システムの変動——アジア・太平洋へのインパクト』現代人文社、78-98。